

広島県水道広域連合企業団管理規程第45号

広島県水道広域連合企業団三原市水道事業における水道事業給水規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団三原市水道事業における水道事業給水規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の構造及び材質（第3条）
- 第3章 給水装置の工事及び費用（第4条—第8条）
- 第4章 給水（第9条—第13条）
- 第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第14条—第23条）
- 第6章 管理（第24条）
- 第7章 貯水槽水道（第25条）
- 第8章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、三原市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第2条第1号に定める三原市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第2章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、別途企業長が定める。

第3章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の種類）

第4条 給水装置工事の種類は、次のとおりとする。

- (1) 新設工事 給水装置が設置されていない家屋又は土地に新たに給水装置を設置する工事
- (2) 改造工事 既設給水装置の給水管、給水栓等の取替え、増径又は位置の変更をす

る工事

(3) 撤去工事 給水装置の一部又は全部を取り除く工事

(4) 修繕工事 給水装置の部分的修理工事

(給水の方式)

第5条 給水の方式は、次のとおりとする。

(1) 直結方式 給水栓まで直結給水するもの

(2) 貯水槽方式 貯水槽への給水口まで給水するもの

(3) 併用方式 直結方式と貯水槽方式を併用して給水するもの

2 前項各号に掲げる方式は、給水装置ごとに、使用水量、水の使用箇所、水压等を勘案し、企業長が定める。

(給水装置工事の申込み)

第6条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

(利害関係人の同意書等の提出)

第7条 次の各号に該当するときは、条例第7条第3項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

(1) 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

(2) 他の者の所有地を通過して給水装置を設置するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。

(費用の負担)

第8条 条例第24条第2項ただし書の規定による企業団の負担は、配水管の分岐からメーターまでの間における漏水修繕工事に要する費用の一部とする。その適用範囲等は、企業長が別に定める。

第4章 給水

(メーターの設置及び管理)

第9条 条例第21条第3項の規定により、水道使用者等はメーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件及び工作物を設置してはならない。

2 企業長は、必要があると認めたときは、既設のメーター設置場所を変更させることができる。

3 第1項に規定する物件及び工作物の撤去並びに前項に規定するメーターの設置場所の変更に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水の申込み)

第10条 条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

(代理人及び管理人の届出)

第11条 条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したと

きも、また同様とする。

(各種の届出)

第12条 条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

(給水装置及び水質の検査)

第13条 条例第25条第1項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

2 条例第25条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。
- (2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

(月の定義)

第14条 料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までを2か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

(使用水量の端数計算)

第15条 メーターの計量の際、使用水量に1立方メートル未満の端数を生じたときは、その端数は、次回の検針による使用水量に算入するものとする。

(特別な場合における料金の算定)

第16条 定例日以外の日に水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合においては、当該使用を開始した日（以下「開始日」という。）から直後の定例日までの期間、又は、中止若しくは廃止又は給水を停止した日（以下「中止日等」という。）の直前の定例日又は開始日から、中止日等までの期間に係る料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じた額とする。

- (1) 当該期間の日数が30日以下の場合 1か月分の基本料金の額を30で除した額（以下「日割額」という。）に日数を乗じて得た額と、使用水量に応じた従量料金の額を合計した額
- (2) 当該期間の日数が31日以上60日以下の場合 1か月分の基本料金の額に30日を超えた日数に日割額を乗じて得た額を加えた額と、1か月あたりの使用水量に応じた従量料金の額を合計した額
- (3) 当該期間の日数が61日以上の場合 2か月分の基本料金の額と、1か月あたりの使用水量に応じた従量料金の額を合計した額

2 定例日から次の定例日の間に、開始日と中止日等が両方ある場合には、開始日から中止日等までの期間に係る料金の額についても、前項各号を適用する。

- 3 用途又はメーターの口径に変更があった場合は、第1項の中止及び開始があったものとみなす。

(料金の算定及び徴収方法)

第17条 料金は、隔月の定例日のものにあつては、2か月使用水量を二分したものを定例日の前月及び前々月分の使用水量とみなし、1立方メートル未満の端数が生じたときは、その端数を奇数月に使用したものとして料金計算を行い、定例日の翌月及び翌々月に徴収する。

- 2 毎月の定例日のものにあつては、その使用水量を定例日の前月分の使用水量とみなし料金計算を行い、定例日の翌月に徴収する。

- 3 前条第1項第1号に該当する場合、使用を開始したのものにあつては、定例日の翌々月に徴収し、使用を中止若しくは廃止又は給水を停止したのものにあつては、中止日等の属する月の精算分として翌月に徴収する。

- 4 前条第1項第2号に該当する場合、基本料金については、当該使用期間の日数を二分したものを各月の使用日数とみなし、従量料金については、当該使用期間の使用水量を二分したものを各月の使用水量とみなして料金計算を行い、使用を開始したのものにあつては、定例日の翌月及び翌々月に徴収し、使用を中止若しくは廃止又は給水を停止したのものにあつては、当該使用を中止若しくは廃止又は給水を停止した日の属する月の精算分として翌月に徴収する。なお、当該使用期間の日数及び使用水量を二分するにあたり、1日未満及び1立方メートル未満の端数が生じるときは、その端数は奇数月に含めるものとする。

(料金の納期限)

第18条 料金の納期限は、次に定めるところによる。

- (1) 納入通知書の場合、通知書を発した日の属する月の末日
- (2) 口座振替及び自動払込みの場合、企業長が定める指定振替日

(使用水量の認定基準)

第19条 条例第31条に該当する場合の使用水量は、前年同期間の使用水量又はその他の使用実績を参考にして、企業長が別に定める基準により認定する。

(手数料の免除)

第20条 条例第37条の規定により減額又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるときとする。

- (1) メーターの口径のみを変更するとき。
- (2) 給水管の延長が5メートル以内であつて、給水用具が1栓のみの増設改造工事を申し込むとき。
- (3) 給水管の延長が10m以内の改造工事を申し込むとき。
- (4) 修繕工事を行う、又は行ったとき。
- (5) 撤去工事を申し込むとき。

- (6) 既存貯水槽及び高置水槽本体のみの改造工事（本体の更新）を申し込むとき。ただし、当該水槽の容量に変更が生じるものを除く。
- (7) 私設給水幹線布設後、これを配水管として企業団に寄付するとき。ただし、私設給水幹線から分岐する給水装置を除く。
- (8) 支障移設を行うとき。
- (9) 火災証明のある給水装置工事の新設又は改造を行うとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めたとき。

（加入金の差額計算の適用基準）

第21条 条例第36条第3項に規定するメーターの口径の増加の申込者から徴収する加入金の差額計算は、当該給水装置の所有者が同一であるものについて行う。この場合において、撤去工事を伴うときは、条例第5条に規定する新設、改造及び撤去を同時に申し込まなければならない。

（加入金の還付）

第22条 条例第36条第4項の規定により企業長が特別な理由があると認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 加入金を納付した後において、工事を取り消したとき。
 - (2) 増径の改造工事に係る加入金を納付した後において、設計変更によって増径を必要としなくなったとき。
- 2 既設のメーターの口径を減径した場合は、減径に見合う加入金の還付は行わない。

（過誤納等による料金の精算）

第23条 料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

第6章 管理

（料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準）

第24条 条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が3か月以上のもの 徴収を免れた金額の1倍に相当する額以上2倍に相当する額以下
- (2) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月未満のもの 徴収を免れた金額の2倍に相当する額以上3倍に相当する額以下
- (3) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月以上のもの 徴収を免れた金額の3倍に相当する額以上5倍に相当する額以下
- (4) 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の5

倍に相当する額

第7章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第25条 条例第27条第2項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理
するよう努めること。
- (2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水
の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよ
う努めること。

第8章 雑則

(申込書等の様式)

第26条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。